

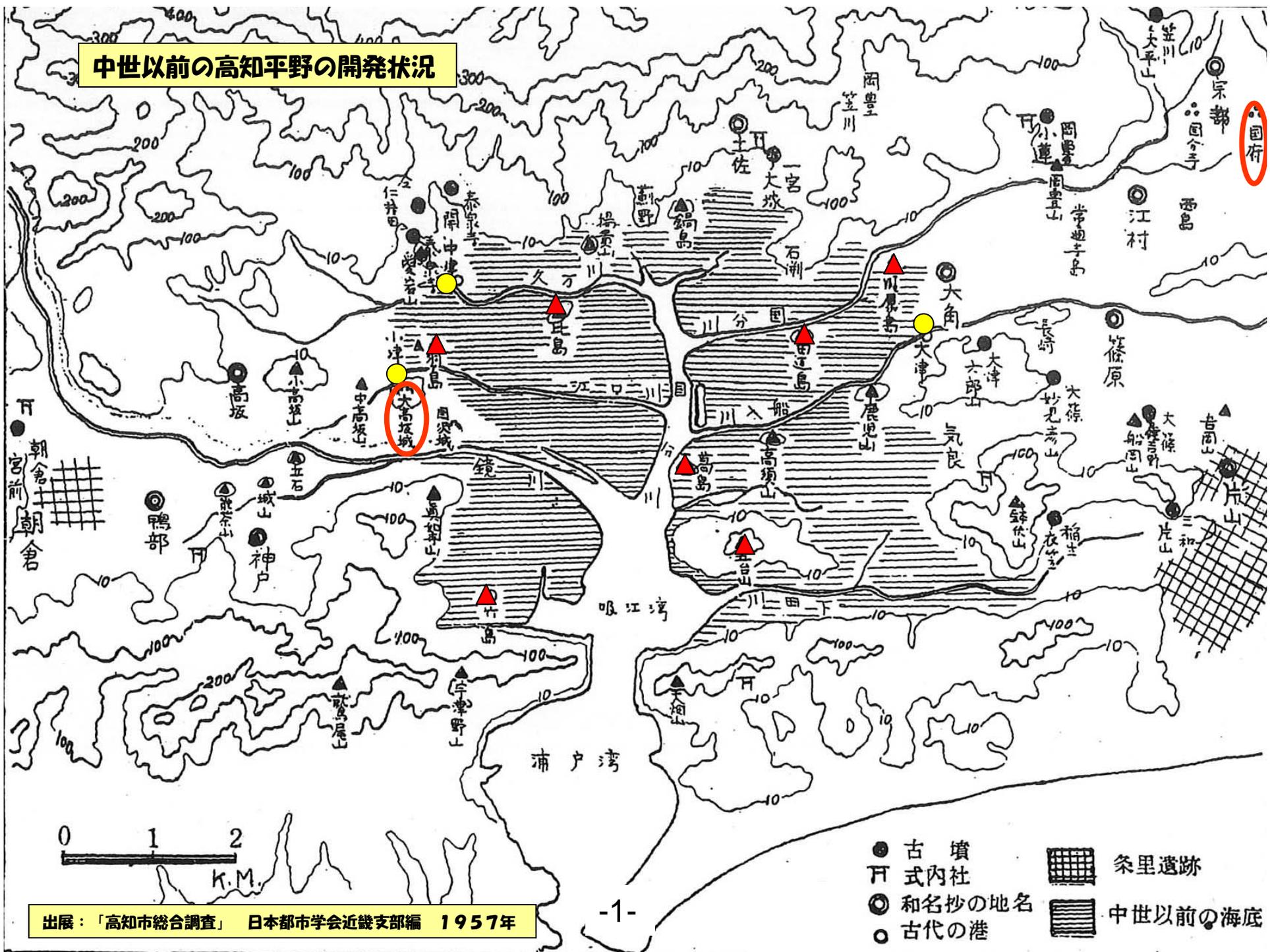
2012. 5. 18

地震調査研究推進本部政策委員会 第29回 総合部会

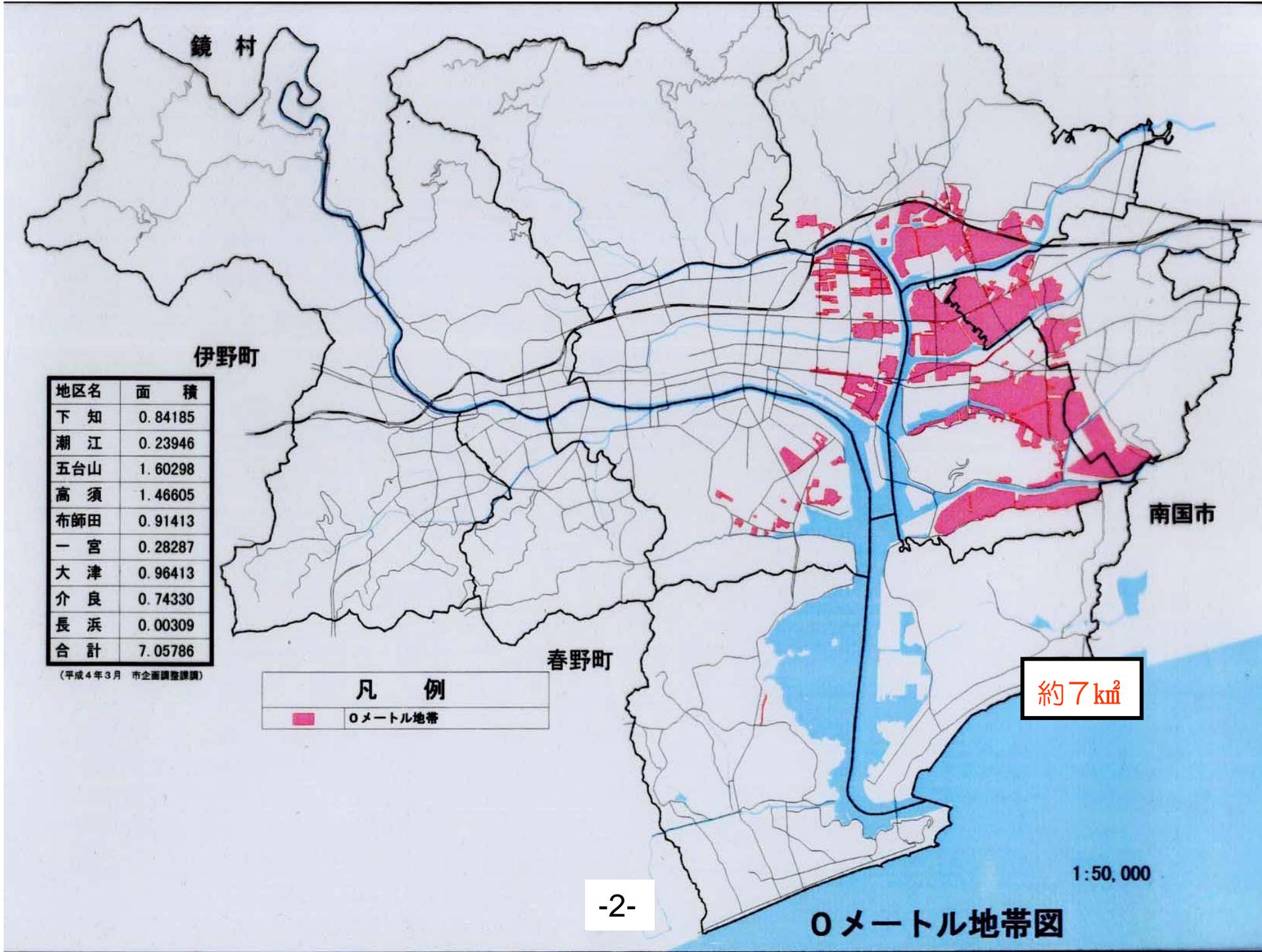
# 自治体における地震調査研究の活用状況等

高知市防災対策部 防災政策課長 山本 聡

中世以前の高知平野の開発状況



出展：「高知市総合調査」 日本都市学会近畿支部編 1957年



地区名	面積
下知	0.84185
潮江	0.23946
五台山	1.60298
高須	1.46605
布師田	0.91413
一宮	0.28287
大津	0.96413
介良	0.74330
長浜	0.00309
合計	7.05786

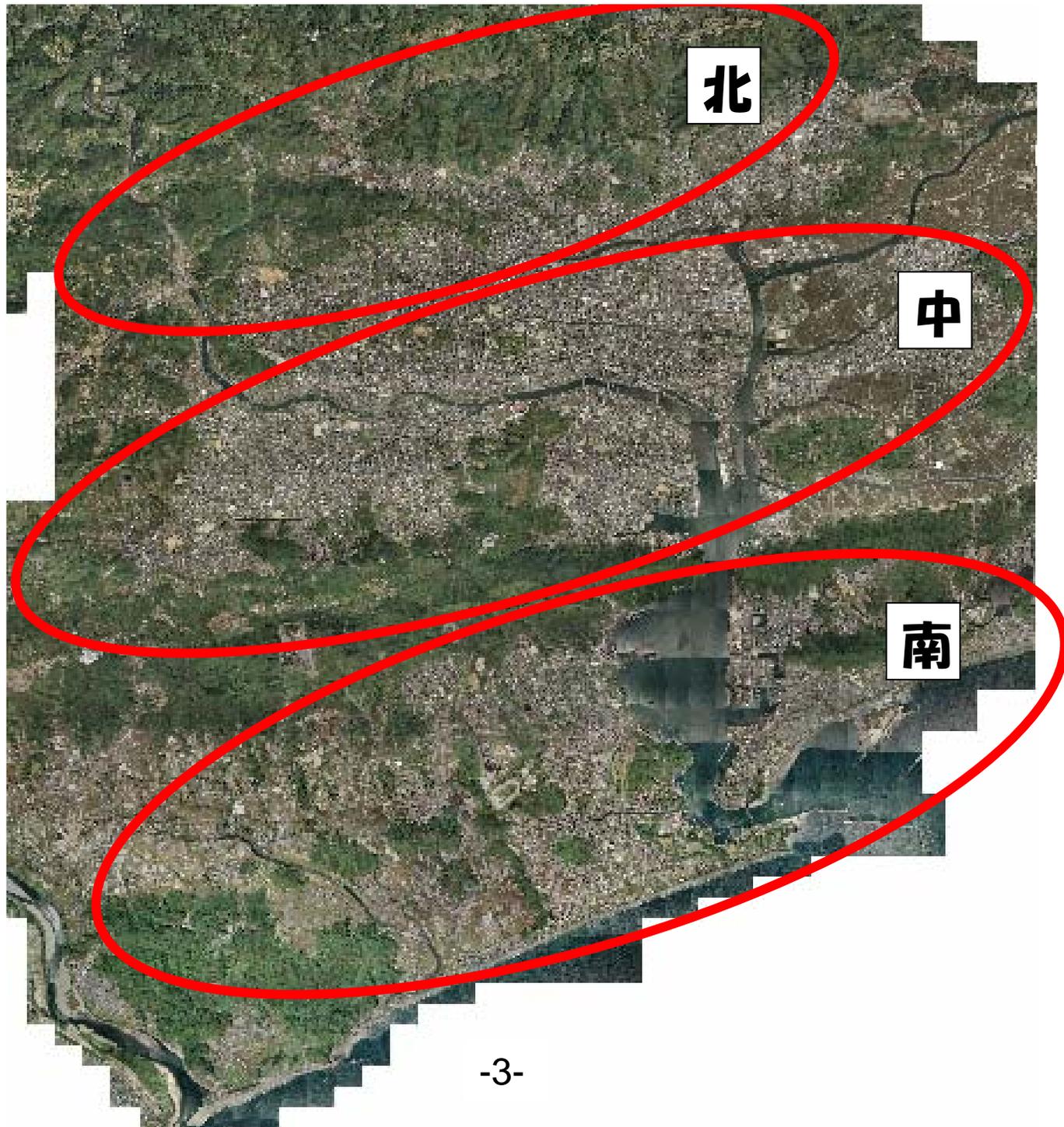
(平成4年3月 市企画調整課編)

凡 例	
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color: #e91e63;"></span>	0メートル地帯

約7km<sup>2</sup>

1:50,000

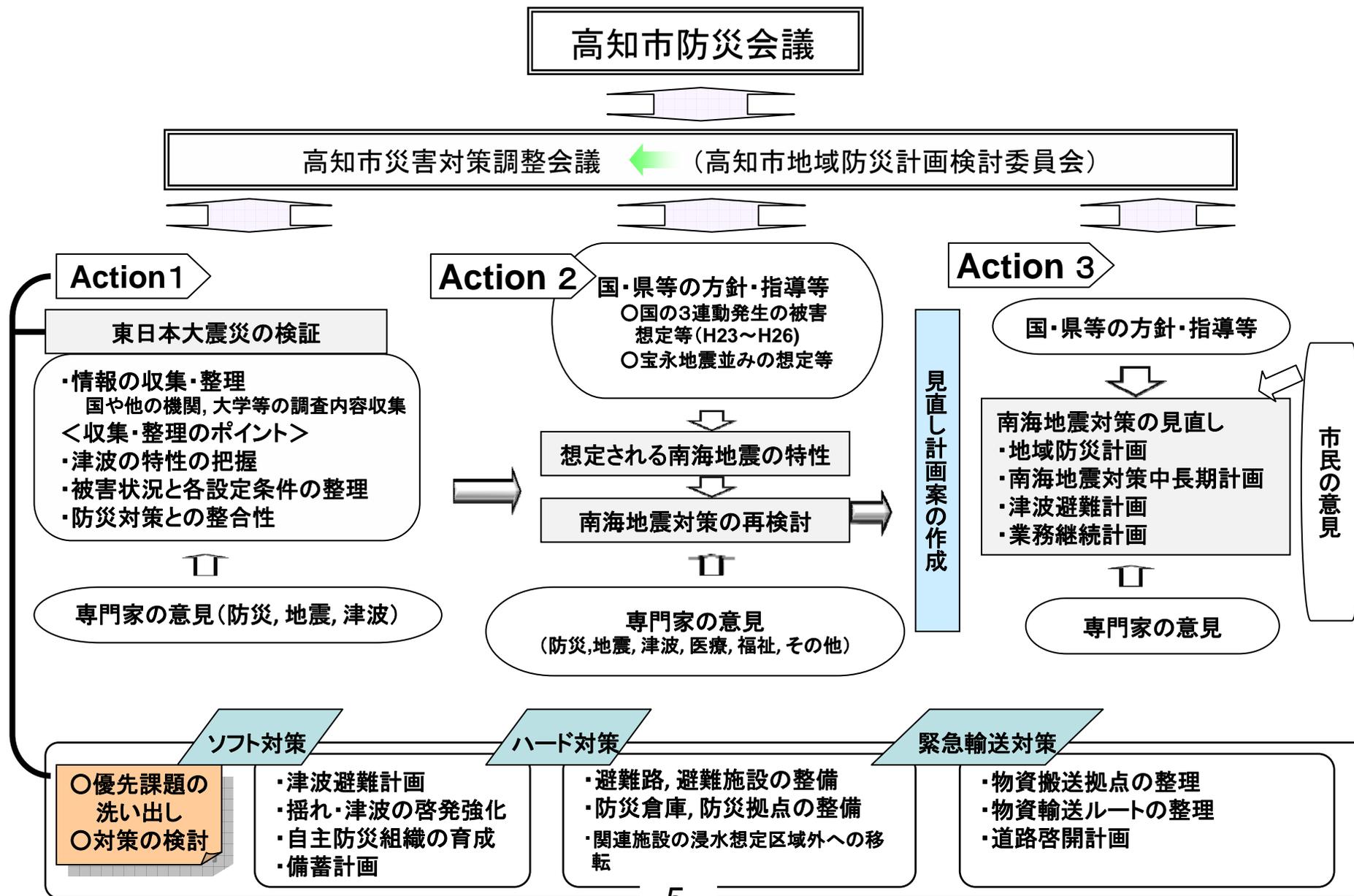
0メートル地帯図



## 平成23年度高知市民意識調査

住んでいるところは安全か (平成20年調査とほぼ変わらず)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: right;">安全</td> <td style="text-align: right;">32.4%</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: right;">危険</td> <td style="text-align: right;">58.1%</td> </tr> </table>	安全	32.4%	危険	58.1%				
安全	32.4%								
危険	58.1%								
地震対策の準備は	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 35%; text-align: right;">非常用持ち出し品</td> <td style="text-align: right;">35.1% (28.6%)</td> </tr> <tr> <td style="width: 35%; text-align: right;">何もしていない</td> <td style="text-align: right;">33.5% (45.7%)</td> </tr> <tr> <td style="width: 35%; text-align: right;">食料等の備蓄</td> <td style="text-align: right;">28.9%</td> </tr> <tr> <td style="width: 35%; text-align: right;">家具の転倒防止</td> <td style="text-align: right;">22.9%</td> </tr> </table>	非常用持ち出し品	35.1% (28.6%)	何もしていない	33.5% (45.7%)	食料等の備蓄	28.9%	家具の転倒防止	22.9%
非常用持ち出し品	35.1% (28.6%)								
何もしていない	33.5% (45.7%)								
食料等の備蓄	28.9%								
家具の転倒防止	22.9%								
どのような地震対策を講じたいか	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 35%; text-align: right;">持ち出し品</td> <td style="text-align: right;">48.6%</td> </tr> <tr> <td style="width: 35%; text-align: right;">食料等の備蓄</td> <td style="text-align: right;">41.7%</td> </tr> <tr> <td style="width: 35%; text-align: right;">家具の転倒防止</td> <td style="text-align: right;">38.6%</td> </tr> </table>	持ち出し品	48.6%	食料等の備蓄	41.7%	家具の転倒防止	38.6%		
持ち出し品	48.6%								
食料等の備蓄	41.7%								
家具の転倒防止	38.6%								
災害時の情報手段は	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 35%; text-align: right;">テレビ</td> <td style="text-align: right;">75.7%</td> </tr> <tr> <td style="width: 35%; text-align: right;">ラジオ</td> <td style="text-align: right;">51.9%</td> </tr> <tr> <td style="width: 35%; text-align: right;">携帯電話</td> <td style="text-align: right;">46.2%</td> </tr> <tr> <td style="width: 35%; text-align: right;">広報車の放送</td> <td style="text-align: right;">35.2%</td> </tr> </table>	テレビ	75.7%	ラジオ	51.9%	携帯電話	46.2%	広報車の放送	35.2%
テレビ	75.7%								
ラジオ	51.9%								
携帯電話	46.2%								
広報車の放送	35.2%								
南海地震発生時の避難場所はきめているか	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: right;">はい</td> <td style="text-align: right;">60.5%</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: right;">いいえ</td> <td style="text-align: right;">38.0%</td> </tr> <tr> <td style="width: 35%; text-align: right;">※いいえの理由</td> <td style="text-align: right;">津波はここまではこない 55.4%</td> </tr> </table>	はい	60.5%	いいえ	38.0%	※いいえの理由	津波はここまではこない 55.4%		
はい	60.5%								
いいえ	38.0%								
※いいえの理由	津波はここまではこない 55.4%								

# 地震調査研究の活用状況等について



## 東日本大震災を踏まえての地震調査研究に対する要望

### (1) 南海トラフ上の地震予知に関する観測・測量体制の強化

- 南海トラフ上の巨大地震への対応に関しては、「減災」という視点が重要であり、特に大規模な地震の発生の「予知」は有効な手段の一つとなる。
- 現在、大規模地震対策特別措置法では東海地震を視野におき、「地震防災対策強化地域に係る大規模な地震の発生を予知し、もつて地震災害の発生を防止し、又は軽減するため、計画的に、地象、水象等の常時観測を実施し、地震に関する土地及び水域の測量の密度を高める等観測及び測量の実施の強化を図る」と規定しているが、南海トラフ上で発生する超巨大地震にも同様の観測・測量体制を確立することが必要と考える。

- ・地震動観測機器の整備
- ・宏観異常現象の調査研究
- ・断層震源域の事前予測
- ・陸側地殻活動の観測研究

## 東日本大震災を踏まえての地震調査研究に対する要望

### (2) 南海トラフ上の地震に関する研究成果の普及発信

- 市町村は、地域住民と直接対話し、防災力の向上を図るため自主防災組織の結成促進を図っている。住民が地震・津波に関する正しい知識を修得することが必要であり、それが自助・共助を充実させることに繋がっていく。
- 地震対策特別措置法においても、「地震に関する観測，測量，調査及び研究のための体制の整備に努めるとともに，地震防災に関する科学技術の振興を図るため必要な研究開発を推進し，その成果の普及に努めなければならない。」と規定されている。
  - ・住民の目線レベルの地震・津波に関する広報
  - ・自治体職員を対象とした研究成果等の地区別説明会の開催

## 東日本大震災を踏まえての地震調査研究に対する要望

### (3) 南海トラフ上の地震に対する防災・減災対策への反映

- 市町村においても、最新の研究成果を踏まえた、防災・減災対策を実施することが必要とされている。しかしながら、市町村単独では、技術的なノウハウを持ち合わせていないため国等の技術的支援が必要である。
- 地震防災対策特別措置法においても、「市町村は、当該市町村において想定される地震災害の軽減を図るため、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるように努めなければならない。」と規定しており、理学・工学・社会学等が一体となった研究が「生命を守る」ことに繋がっていく。
  - ・ 調査研究結果について多角的分野からの分析
  - ・ 防災教育用の資料提供
  - ・ 効果的な情報収集伝達体制の確立